

関税割当制度に関する政令

内閣は、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第九條の三（關稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八條の二第二項において準用する場合を含む。）、同法別表第七五〇一号、第七五〇三号及び第七五〇五号並びに關稅暫定措置法別表第二八二八号の規定に基づき、この政令を制定する。

(関税割当てをする物品及びその数量)

第一条 関税暫定措置法（以下「暫定法」という。）第八条の五第二項に規定する政令で定める物品は、この政令の別表に掲げる物品とする。

2 別表に掲げる物品につき暫定法の別表第一の品名の欄に規定する政令で定める数量は、それぞれ別表の期間の欄に掲げる期間につき同表の下欄に掲げる数量とする。
(割当ての方法及び基準)

(割当ての方法及び基準)

[illegible]

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の申請書の提出があつた場合において、同項の物品につき次の事項を考慮して同項の割当てを行うものとする。

一 その使用及び輸入の実績

二 その使用に関する計画

三 その輸入が国民経済上有効であり、かつ、適切であること。

四 その割当てが不当に差別的でないこと。

3 前項の割当ては、割当数量を記載した関税割当証明書（以下「証明書」という。）を発給して行うものとする。

4 証明書の有効期間は、別表に掲げる物品につき、それぞれ同表の期間の欄に掲げる期間とする。ただし、農林水産大臣又は経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 前各項に規定するものを除くほか、第一項の申請書及び証明書の様式その他同項の割当てに関し必要な事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

(通関手続等)

第三条 証明書

きは、その輸入申告（特例申告（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。）に際し、当該証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間をそ

の提出を猶予することができる。

2 前項の輸入申告は、当該申告に係る証明書の交付を受けた者の名をもつてしなければならない。

3 農林水産大臣又は経済産業大臣は、税関長に対し、証明書に係る物品の輸入について必要な事項の報告を求めることができる。

附則

この政令は、昭和三十六年六月一日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三十一日政令第九三號）

この政令は、昭和四十年四月一日から施行する

附則（昭和四一年四月一日政令第九七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年四月一日政令第五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年一〇月一日政令第二九六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十六年三月三十一日政令第八七号）

この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する

附則（昭和四六年六月三〇日政令第二二五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年七月一二日政令第二四三號）

1 この政令は、昭和四十六年八月一日から施行する。

附 則 (昭和四十六年九月三〇日政令第三一九号)
この政令は、昭和四十六年十月一日から施行する。
附 則 (昭和四十七年四月一日政令第六二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十七年十一月二〇日政令第四〇二号)
この政令は、昭和四十七年十一月二十二日から施行する。

附 則 (昭和四十八年三月三一日政令第四七号)

この政令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年三月三〇日政令第八四号)

この政令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年九月三〇日政令第三四五号)

この政令は、昭和四十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年三月三一日政令第六四号)

この政令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年九月三〇日政令第二九二号)

この政令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年三月三一日政令第五七号)

この政令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年三月三一日政令第六〇号)

この政令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月四日政令第二九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月三一日政令第七一号)

この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年三月三一日政令第六一号)

この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十四年九月二六日政令第二六二号)

この政令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年三月三一日政令第三八号)

この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年九月三〇日政令第二五一号)

この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十六年三月三一日政令第六八号)

この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十六年一〇月一日政令第三〇一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十七年三月三一日政令第六七号)

この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十七年九月二八日政令第二七二号)

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月三一日政令第五〇号)

この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十八年九月三〇日政令第二〇九号)

この政令は、昭和五十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月三十一日政令第六三号)

この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年九月二十六日政令第二九〇号)

この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月三〇日政令第六五号)

この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年九月三〇日政令第二七六号)

この政令は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年十二月二〇日政令第三一六号)

抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月三十一日政令第八九号)

この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年九月二十七日政令第三一〇号)

この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年三月三十一日政令第九四号)

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年八月二十三日政令第二八二号)

抄

(施行期日)

1 この政令は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (昭和六二年九月二十九日政令第三三六号)

この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月三十一日政令第七五号)

この政令は、昭和六三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年九月三〇日政令第二八八号)

この政令は、昭和六三年十月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月三十一日政令第九六号)

この政令は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定及び別表第一八〇六・二〇号の項の次に一項を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則 (平成元年九月二十七日政令第二七九号)

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月三十一日政令第八八号)

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年九月二十七日政令第二八一号)

この政令は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月三〇日政令第九〇号)

抄

(施行期日)

1 第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、平成四年一月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月三〇日政令第九二号)

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年九月二十五日政令第二九七号)

この政令は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三十一日政令第九一号)

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三十一日政令第九二号)

抄

(施行期日)

1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年九月三〇日政令第三二三号)

附 則（平成一三年三月三一日政令第一五三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年九月二七日政令第三一四号）

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一三年二月五日政令第三八六号）

この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月三一日政令第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年九月二六日政令第三〇一号）

この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日政令第一四三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月二五日政令第四二七号）

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日政令第一〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年九月二九日政令第二九一号）

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日政令第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月三〇日政令第三〇八号）

この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日政令第一五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年九月二二日政令第三〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行の日から、第四条の規定は平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年一一月一日政令第三四六号）抄

この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三一日政令第二二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年九月二五日政令第三〇五号）

この政令は、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三一日政令第二二三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条中関税暫定措置法施行令第十一条及び第十二条の改正規定並びに第八条の規定 関税率法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五号）附則第一条第三号に定める日

附 則（平成二〇年九月一九日政令第二九四号）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日政令第一一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年九月一日政令第二三九号）

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日政令第七三三号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年九月一日政令第二〇〇号）

この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日政令第八八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年九月三〇日政令第三〇三三号）

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十一月二十八日政令第三六五号）抄

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十一日政令第一一一号）抄

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年九月二十四日政令第二四六号）

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月三〇日政令第一一七号）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年九月二十六日政令第二八六号）

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月三十一日政令第一五二二号）抄

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年九月三〇日政令第三一八号）

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日政令第一六五号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年九月二十八日政令第三三九号）

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日政令第一六八号）抄

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中関税法施行令第九条（見出しを含む。）の改正規定、同条に四項を加える改正規定（同条第四項から第六項までを加える部分に限る。）、同令第九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同令第九条の三の改正規定（同条第二号中「第十二条第八項第一号」を「第十二条第九項第一号」に改める部分を除く。）、同令第九条の四の改正規定及び同令第九条の五の改正規定並びに第二条、第四条、第八条及び第十号の規定 平成二十九年一月一日

附 則（平成二十八年九月二十八日政令第三一三三号）

この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日政令第二二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年九月二十七日政令第二五〇号）

この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三十一日政令第一五二二号）

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。 附 則（平成三〇年九月二一日政令第二六三号） この政令は、平成三十年十月一日から施行する。 附 則（平成三一年三月三〇日政令第一三三三号） この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。 附 則（令和元年九月二六日政令第一一〇号） この政令は、令和元年十月一日から施行する。 附 則（令和二年三月三一日政令第二二八号）抄 この政令は、令和二年四月一日から施行する。 附 則（令和二年九月一六日政令第二八〇号） この政令は、令和二年十月一日から施行する。 附 則（令和三年三月三一日政令第三二一号） この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の十二の改正規定、同令第四条の十六第一項の改正規定、同令第四条の十七第二項の改正規定、同令第九条の二の改正規定、同令第九条の四の改正規定、同令第九条の五の改正規定、同令第五十九条の十二の改正規定、同令第七十条の二第一項ただし書の改正規定及び同令第八十三条の改正規定並びに第二条、第四条、第八条、第十条及び第十一条の規定は、令和四年一月一日から施行する。 附 則（令和三年九月二四日政令第二六三号） この政令は、令和三年十月一日から施行する。 附 則（令和四年三月三一日政令第三三五号）抄 この政令は、令和四年四月一日から施行する。 附 則（令和五年三月三一日政令第一五八号）抄 抄	
---	--

〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。）	令和六年四月一日から令和七、二六四トン	
〇四〇二・二一	のうち学校等給食用のもの	七年三月三十一日まで	
〇四〇二・九一	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限りものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限り。）	令和六年四月一日から令和一、五〇〇トン	
〇四〇四・一〇	無機質を濃縮したホエイ	七年三月三十一日まで	
〇四〇四・一〇	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの	令和六年四月一日から令和四五、〇〇〇トン	
〇四〇四・九〇	ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの	令和六年四月一日から令和二五、〇〇〇トン	
〇四〇五・一〇	ミルクから得たバターその他の油脂	七年三月三十一日まで	
〇四〇六・一〇	チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの	令和六年四月一日から令和五八、〇〇〇トン	
〇四〇六・四〇		令和六年四月一日から令和五二、〇〇〇トン	
〇四〇六・九〇		七年三月三十一日まで	
〇七一二・一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限りものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	令和六年四月一日から令和一二〇、〇〇〇トン	
〇七一二・三二		七年三月三十一日まで	
〇七一二・三三			
〇七一二・三四			
〇七一二・三五			
〇七一二・三九			
〇七一二・五〇			
〇七一二・六〇			
〇七一二・九〇			
一〇〇五・九〇	とうもろこしのうちコンスターチの製造に使用するもの	令和六年四月一日から令和四、二二三、五〇〇トン	
	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	七年三月三十一日まで	
	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	令和六年四月一日から令和三一八、九〇〇トン	
	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	七年三月三十一日まで	
	とうもろこしのうちその他のもの	令和六年四月一日から令和七八、五〇〇トン	
		令和六年四月一日から令和一四三、五〇〇トン	
		七年三月三十一日まで	
一一〇七・一〇	麦芽（煎つてあるかないかを問わない。）	令和六年四月一日から令和五〇五、五〇〇トン	
一一〇七・二〇		七年三月三十一日まで	
一一〇八・一二	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限りものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）	令和六年四月一日から令和一六八、五〇〇トン	
一一〇八・一三		七年三月三十一日まで	
一一〇八・一四			
一一〇八・一九			
一一〇八・二〇			
一九〇一・二〇			
一九〇一・二〇			
一九〇一・九〇			
一二〇二・三〇	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限りものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	令和六年四月一日から令和七五、〇〇〇トン（むきみ換算数量とし、殻付きのもの一トンは、殻を除	
一二〇二・四一		七年三月三十一日まで	
一二〇二・四二			

一二・二・九九	こんにやく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	いたもの〇・七五トンに換算するものとする。）
一八〇六・二〇	ココアを含有する調製食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）のうち、チョコレート製造用のもの	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	量とし、生芋一トンは、荒粉〇・一五八トンに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。）
二〇〇二・九〇	トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	五、七〇〇トン
二〇〇八・二〇	パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破碎し又はバルブ状にしたものを除く。）	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	三七、一〇〇トン
二二〇六・九〇	調製食用脂（関税率表第四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇％を超え七〇％以下のものに限る。以下この項において同じ。）のうちニュージーランドを原産地とするもの	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一一、五五〇トン
四一〇一・二〇	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスブリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スブリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染色色したものの以外のもの（クロムなめしものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スブリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色色し又は模様付けしたもの以外のもの	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	二一四、〇〇〇平方メートル
四一〇一・五〇	牛又は馬類の動物のなめした皮のうち、染色色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染色色し又は模様付けしたもの	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一、四六六、〇〇〇平方メートル
四一〇一・九〇	羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スブリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染色色したものと並びに羊革及びやぎ革（な七年三月三十一日まで	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一、〇七〇、〇〇〇平方メートル
四一〇四・四一	めした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スブリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色色し又は模様付けしたもの	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	七九八トン（生糸換算数量とし、繭一トンは、生糸〇・四トンに換算するものとする。）
四一〇四・四一	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものとし、野蚕のものを除く。）	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	七九八トン（生糸換算数量とし、繭一トンは、生糸〇・四トンに換算するものとする。）
四一〇七・九一	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）のうち甲が革製のものと及び甲に毛皮を使用したものと並びにこれら以外のもので本底が革製のもの（スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するもの及びスリッパを除くものとし、甲が革製のものの以外のものであつては、甲の一部に革を使用したものに限る。）	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一一、〇一九、〇〇〇足

六 四 〇 五 ・ 九 〇	六 四 〇 五 ・ 一 〇	六 四 〇 四 ・ 二 〇	六 四 〇 四 ・ 一 九	六 四 〇 三 ・ 九 九	六 四 〇 三 ・ 九 一
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------